

○ 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十一号）

改正案	現行
<p>（原委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）</p> <p>第二十四条 準用金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 通常の取引の条件と著しく異なる条件で、当該原委託者の親法人等（金融商品取引法第三十一条の四第三項に規定する親法人等をいう。以下この条において同じ。）又は子法人等（同条第四項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）と受益証券の募集等に係る取引を行うこと。</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（原委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）</p> <p>第二十四条 準用金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 通常の取引の条件と著しく異なる条件で、当該原委託者の親法人等（金融商品取引法第三十一条の四第五項に規定する親法人等をいう。以下この条において同じ。）又は子法人等（同条第六項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。）と受益証券の募集等に係る取引を行うこと。</p> <p>二・三（略）</p>